

## 公益財団法人岩山育英会 育英奨学基金規程

第1条 当会の事業を適正かつ円滑に運営するため、育英奨学基金(以下「基金」という)を設ける。

第2条 この基金は、勘定科目を固定資産の特定資産に設定し、運用益を公益目的事業実施費用に充てる。

第3条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産
- (2) 寄附者から基金とすることを指定して寄附された財産

第4条 この基金は、理事長が管理し、別途定める規程に従い、安全かつ相応の運用益が得られる方法で運用するものとする。

第5条 公益目的事業の実施のため必要な場合に限り、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経て、この基金の全部もしくは一部を取り崩して、公益目的事業実施費用に充てることができる。

第6条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

附則 この規程は平成24年5月25日から施行する(平成24年5月25日理事会議決)。

2 当会が公益認定を受けて移行の登記をした日の前日の財産目録に「特定資産 奨学生貸付金」として記載された財産の回収分については、本規程に基づく育英奨学基金に繰り入れるものとする。

以上